

堺市監査委員公表第16号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月14日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年8月1日～令和4年12月21日	
措置を講じた部局等	選挙管理委員会事務局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>3 委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務における提出書類</p> <p>宛名履歴検索システム及び選挙補助システム年間保守業務において、契約書では、受注者はセキュリティ等に関する社員教育の計画書を提出することとされているが、計画書の提出を受けていなかった。</p> <p>イ 契約書の作成</p> <p>参議院議員通常選挙に係る南区増設期日前投票所投票事務業務において、仕様書では「別紙仕様書特記事項(暴力団等の排除について)を遵守すること」とされているが、契約書に当該特記事項が添付されていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、受注者に、令和4年9月2日に計画書の提出を求め、内容に問題がなかったため、令和4年9月6日に受理いたしました。</p> <p>再発防止策として、所属長から全職員に提出必要書類について不足や誤りがないかを確認するよう指導しました。特に本件については、担当者が責任をもって受領した後に、総務係長が確認するよう指導しました。</p> <p>原因は、契約書を作成する際に仕様書どおりに別紙仕様書特記事項(暴力団等の排除)を添付すべきところを誤って個人情報特記事項を2部添付したことによります。</p> <p>再発防止策として、所属長</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p> <p>選挙管理委員会事務局</p>

<p>ウ 契約保証金の免除</p> <p>堺市契約規則では、契約締結に当たり、受注者から契約保証金の納付を受けることが定められているが、受注者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるときには、契約保証金を免除することができると規定されている。</p> <p>また、調達課が作成している起案事務の手引きによると、当該規定により契約保証金を免除する際、契約保証金免除申出書の提出を受けることとされている。</p> <p>しかし、参議院議員通常選挙ポスター掲示板作製設置業務(美原区)において、受注者からは契約保証金免除申出書ではなく、異なる別の書類の提出を受けて免除していた。</p> <p>エ 変更契約における見積書の検証</p> <p>参議院議員通常選挙ポスター掲示板作製設置業務(東区・北区)は令和4年4月22日に受注者と契約を締結したが、同年6月2</p>	<p>から全職員に作成した書類について不足や誤りがないかを確認するよう指導しました。特に本件については、担当者が責任をもって作成した後に、総務係長が確認するよう指導しました。</p> <p>原因は、受注者が契約保証金免除申出書と誤って履行実績申出書を提出し、こちらも確認しないまま受理したことによります。</p> <p>再発防止策として、所属長から全職員に提出必要書類について不足や誤りがないかを確認するよう指導しました。特に本件については、担当者が責任をもって受領した後に、選挙係長と総務係長が確認するよう指導しました。</p> <p>受注者が現場作業に入る直前に大阪府から区画の増設の指示があり、短期間で契約変更を行う必要が生じました。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p> <p>選挙管理委員会事務局</p>
--	--	-------------------------------------

日に掲示板の区画数を 16 区画から 20 区画に増設する変更契約を締結している。

しかし、当初契約時と変更契約時の見積書を比較したところ、変更契約においては、材料の単価が当初契約で調達すべきものも含めて 117%～188%に大幅に増額され、その結果、契約金額の増加割合は業務量の増加割合を大きく上回っていた。

選挙管理委員会事務局は、受注者から、木材や金物の価格が高騰した旨の説明を受けた。しかし、本業務は応札者 5 者の一般競争入札で受注者が決定しており、各応札者は、契約期間中における材料価格等の動向を勘案して見積りを行っていることが前提になっている。このことを踏まえれば、当初契約で調達すべき材料を含めて増額する根拠について、詳細に検討することなく変更契約を締結したことは不適切な対応である。

当該増額に相当の理由があるかどうかを自らの調査等に基づき判断し、金額の妥当性や合理性について十分に検証した上で変更契約を締結すべきであった。

変更契約に際して徴取した見積書の各項目で大幅な増額となったことについて、業者に指摘するべきであったところ、告示の日までに設置を終えるために早急に対応することが必要であったこともあり、今回の増額はやむを得ないと判断し、見積書の記載内容の検討が不十分なまま受注者からの説明をもとに、変更契約に至りました。

御指摘を受け、今後は、限られた時間の中であっても、可能な限り金額の妥当性や合理性について検証し、受注者と協議の上、変更契約を行うことといたします。